九州運輸局長 令和7年11月11日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年11月21日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

- 1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2. 事案の件名及びその番号
- 3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
- 4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第22号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

	申 請 者	申請	概	要	営 業 区 域	備考
7 – 2 0 8	諸正 務	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ご	とに300円		福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
7 – 2 0 9	三苫 幸治	○迎車回送料金の設定迎車のための回送について適用する。 1回ご○遠距離割引の廃止普通車: 9,000円を超える部分につ	とに300円		福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局